

公立大学法人和歌山県立医科大学における苦情申立てを受理した場合の公示方法について

平成31年3月8日
公立大学法人和歌山県立医科大学
政府調達苦情検討委員会委員長決定

公立大学法人和歌山県立医科大学における政府調達に関する苦情の処理手続（平成31年1月18日付け理事長決定）5.（6）に基づき、公立大学法人和歌山県立医科大学における苦情申立てを受理した場合の公示方法を次のとおり定める。

1 公示方法

政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、次の各号に該当する方法にて公示を行う。

- ① 法人の掲示板（管理棟前）
- ② 法人のホームページ

2 公示形式

委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、次の各号に該当する項目について公示を行う。

- ① 苦情の受付番号
- ② 苦情申立人（匿名も可）
- ③ 苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名
- ④ 苦情の概要
- ⑤ 苦情処理手続への参加を希望するものが委員会へ通知しなければならない期日